

大気環境月間値・年間値データファイル  
利用説明書

国立研究開発法人 国立環境研究所

環境情報部 情報整備室

作成年月日 平成30年10月

## 目 次

1. ファイル仕様
2. ファイルレイアウト
3. 集計項目
  - (1) 付表(A) 年間測定結果集計項目
  - (2) 付表(B) 月間測定結果集計項目
  - (3) 付表(C) 経年変化収録内容
  - (4) 集計項目の説明
4. コード表
  - (1) 都道府県コード
  - (2) 測定局区分コード
  - (3) 用途地域コード
  - (4) 測定項目種類コード
  - (5) 測定項目コード
  - (6) 測定方法コード
  - (7) 測定機種コード(微小粒子状物質)
  - (8) 等価性の有無コード(微小粒子状物質)
  - (9) 大気汚染防止法施行令 別表第三の区分コード
5. データ収録件数

本利用説明書の内容についてのお問合せ

国立研究開発法人 国立環境研究所 環境情報部 情報整備室

TEL: 029-850-2342

FAX: 029-850-2566

E-mail: gis@nies.go.jp

〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

(参考)

国立環境研究所ホームページ <http://www.nies.go.jp/>

環境GIS <http://www-gis.nies.go.jp/>

環境数値データベース <http://www.nies.go.jp/igreen/>

## 1. ファイル仕様

項目	内容
ファイル名	大気環境月間値・年間値データファイル
概要	環境省が都道府県・指定都市から報告を受けた大気常時測定結果の各測定における月間集計値、年間集計値を収録したもの。
収録年度	昭和45(1970)年度～
収録対象	大気汚染物質12項目
収録項目	各測定局の月間値・年間値（測定時間、平均値、最大値等）
ファイル単位	1年度（全国1ファイル+都道府県47ファイル）、項目別
ファイル名称	TDyyyyaa**.txt yyyyは西暦年 aaは測定項目番号(01-12) **は都道府県コード(00-47、00は全国)  測定項目番号(01-12) 01(SO <sub>2</sub> 二酸化硫黄)、02(NO 一酸化窒素)、03(NO <sub>2</sub> 二酸化窒素)、 04(NO <sub>x</sub> 窒素酸化物)、05(CO 一酸化炭素)、 06(O <sub>3</sub> 光化学オキシダント)、07(NMHC 非メタン炭化水素)、 08(CH <sub>4</sub> メタン)、09(THC 全炭化水素)、 10(SPM 浮遊粒子状物質)、11(SP 浮遊粉じん)、 12(PM <sub>2.5</sub> 微小粒子状物質)
レコード形式	テキスト形式（固定長CSV）
仕様コード	SHIFT JISコード
ソート順	測定局コード（昇順）
データ所管部局	環境省水・大気環境局大気環境課

2. ファイルレイアウト

通番	区分	項目名	備考	
1	キー部	測定年度	西暦年度	
2		測定項目	項目種類コード	1:大気汚染物質 コード表(4) 参照
3			項目コード_数字	コード表(5) 参照
4			項目コード_英数字	
5			測定方法コード	コード表(6) 参照
6		都道府県	都道府県コード	総務省地方公共団体コード コード表(1) 参照
7			都道府県名	
8			都道府県名_ローマ字	
9		市区町村	市区町村コード	総務省地方公共団体コード(5桁)
10			市区町村名	
11			市区町村名_ローマ字	
12		測定局	測定局コード	国環研測定局コード(8桁)
13			測定局名	「大気汚染状況報告書」の掲載名、最大8文字
14			測定局名_ローマ字	測定局名称と対応(測定局ファイル参照)
15		測定局種類	測定局区分コード	コード表(2) 参照
16			測定局種別コード	0:環境基準適用局、 1:環境基準適用除外局
17		用途地域	用途地域コード	コード表(3) 参照
18			用途地域名	
19			大気汚染防止法施行令別表第三の区分	コード表(9) 参照
20	年間測定結果	集計項目 1	測定項目により、集計項目の内容、収録単位が異なる。集計項目の内容、収録単位は付表(A)参照	
21		集計項目 2		
22		集計項目 3		
23		集計項目 4		
24		集計項目 5		
25		集計項目 6		
26		集計項目 7		
27		集計項目 8		
28		集計項目 9		
29		集計項目 10		
30		集計項目 11		
31		集計項目 12		
32		集計項目 13		
33		集計項目 14		
34		集計項目 15		
35		集計項目 16		
36	月間測定結果	集計項目 1	4月	
37			5月	
38			6月	
39			7月	
40			8月	
41			9月	
42			10月	
43			11月	
44			12月	
45			1月	
46			2月	
47			3月	
48		集計項目 2	測定項目により、集計項目の内容、収録単位が異なる。集計項目の内容、収録単位は、付表(B)参照	
?		?		
131		集計項目 8		
132		集計項目 9		4月
133				5月
134				6月
135				7月
136				8月
137				9月
138				10月
139				11月
140				12月
141	1月			
142	2月			
143	3月			
144	経年変化 A	年平均値など	前4年度フラグ	
145			前4年度集計値	
146			前3年度フラグ	
147			前3年度集計値	
148			前2年度フラグ	
149			前2年度集計値	
150			前年度フラグ	
151			前年度集計値	
152			当該年度フラグ	
153			当該年度集計値	
154	経年変化 B	98%値など	前4年度フラグ	
155			前4年度集計値	
156			前3年度フラグ	
157			前3年度集計値	
158			前2年度フラグ	
159			前2年度集計値	
160			前年度フラグ	
161			前年度集計値	
162			当該年度フラグ	
163			当該年度集計値	
164	測定方法	前4年度	コード表(6) 参照	
165		前3年度		
166		前2年度		
167		前年度		
168		当該年度		
169	データの登録・更新	登録年月日	年	
170			月	
171			日	
172		更新年月日	年	
173			月	
174		日		
175		ファイルバージョン	Ver. 1.1	



(2) 附表(B) 月間測定結果集計項目

通番	項目	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	メタン	全炭化水素	浮遊粒子状物質	浮遊粉じん	微小粒子状物質
		S02	NO	NO2	NOX	CO	OX	NMHC	CH4	THC	SPM	SP	PM2.5
36~47	集計項目 1	有効測定日数(日)	有効測定日数(日)	有効測定日数(日)	有効測定日数(日)	有効測定日数(日)	昼間測定日数(日)	測定時間(時間)	測定時間(時間)	測定時間(時間)	有効測定日数(日)	有効測定日数(日)	有効測定日数(日)
48~59	集計項目 2	測定時間(時間)	測定時間(時間)	測定時間(時間)	測定時間(時間)	測定時間(時間)	昼間測定時間(時間)	月平均値(ppmC)	月平均値(ppmC)	月平均値(ppmC)	測定時間(時間)	測定時間(時間)	月平均値(μg/m3)
60~71	集計項目 3	月平均値(ppm)	月平均値(ppm)	月平均値(ppm)	月平均値(ppm)	月平均値(ppm)	昼間の1時間値の月平均値(ppm)	6~9時における月平均値(ppmC)	6~9時における月平均値(ppmC)	6~9時における月平均値(ppmC)	月平均値(mg/m3)	月平均値(mg/m3)	日平均値の最高値(μg/m3)
72~83	集計項目 4	1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	1時間値の最高値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数(回)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	6~9時測定日数(日)	6~9時測定日数(日)	6~9時測定日数(日)	1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数(時間)	1時間値の最高値(mg/m3)	日平均値が35μg/m3を超えた日数(日)
84~95	集計項目 5	日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	日平均値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)	日平均値が10ppmを超えた日数(日)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	6~9時3時間平均値の最高値(ppmC)	6~9時3時間平均値の最高値(ppmC)	6~9時3時間平均値の最高値(ppmC)	日平均値が0.10mg/m3を超えた日数(日)	日平均値の最高値(mg/m3)	
96~107	集計項目 6	1時間値の最高値(ppm)		1時間値が0.2ppmを超えた時間数(時間)	月平均値(NO2/NO+NO2)(%)	1時間値の最高値(ppm)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	6~9時3時間平均値の最低値(ppmC)	6~9時3時間平均値の最低値(ppmC)	6~9時3時間平均値の最低値(ppmC)	1時間値の最高値(mg/m3)		
108~119	集計項目 7	日平均値の最高値(ppm)		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数(時間)		日平均値の最高値(ppm)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数(時間)	6~9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数(日)			日平均値の最高値(mg/m3)		
120~131	集計項目 8			日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)		1時間値が30ppm以上となったことがある日数(日)	昼間の1時間値の最高値(ppm)	6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数(日)					
132~143	集計項目 9			日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数(日)			昼間の日最高1時間値の月平均値(ppm)						

(3) 付表(C) 経年変化収録内容

通番	区分	項目	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	メタン	全炭化水素	浮遊粒子状物質	浮遊粉じん	
			SO2	NO	NO2	NOX	CO	OX	NMHC	CH4	THC	SPM	SP	
144~153	経年変化A	集計値	年平均値 (ppm)	年平均値 (ppm)	年平均値 (ppm)		年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	年平均値 (ppmC)		年平均値 (ppmC)	年平均値 (mg/m3)		
		フラグ	-	6000時間以上	6000時間以上	6000時間以上	-	6000時間以上	測定有り	測定有り	-	測定有り	6000時間以上	-
			*	6000時間未満	6000時間未満	6000時間未満	-	6000時間未満	-	-	-	-	6000時間未満	-
154~163	経年変化B	集計値			日平均値の年間98%値 (ppm)			昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	6~9時における年平均値 (ppmC)					
		フラグ	-	6000時間以上	6000時間以上	6000時間以上	-	6000時間以上	測定有り	測定有り	-	測定有り	6000時間以上	-
			*	6000時間未満	6000時間未満	6000時間未満	-	6000時間未満	-	-	-	-	6000時間未満	-
164~168	測定方法		○	○	○			○	○		○	○		

**(4) 集計項目の説明**

1. 有効測定時間

年間測定時間が6,000時間以上の場合をいう。

2. 環境基準の達成

浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、一酸化炭素（CO）、光化学オキシダント（OX）に係る環境基準の評価については、昭和48年6月12日付け環大企第143号大気保全局長通達「大気汚染に係る環境基準について」、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）については、昭和53年7月17日付け環大企第262号大気保全局長通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）については、平成21年9月9日付け環水大総発第090909001号水・大気環境局長通知「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」に示すところであるが、環境基準に関連する事項の記載は下記によっている。

(1) 「1時間値」の時間のとり方は、通常正時から正時までとし、測定値は、後の方の時刻の時間値とする。例えば、1時から2時まで測定した場合には、2時の1時間値とある。ただし、従前から別の方式で算定している場合にはこの限りではない。

(2) 有効測定日数

1日20時間以上1時間値が測定された日の総和とする。ただし、光化学オキシダント及び非メタン炭化水素を除く。なお、メタン、全炭化水素についても非メタン炭化水素と同様とする。

(3) 年（月）平均値

年（月）間にわたるすべての1時間値の総和を測定時間数で除した値をいう。ただし、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）に係る「年（月）平均値」とは年（月）間にわたる日平均値の総和を測定日数で除した値をいう。

(4) 日平均値の2%除外値

年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値で、除外する日数は小数点以下を四捨五入した日数である。

(5) 日平均値の年間98%値

年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものである。なお、低い方から98%に当たる測定日は、小数点以下は四捨五入して算出する。

(6) 環境基準の長期的評価による日平均値〇〇ppmを超えた日数

日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値が0.04ppm（二酸化硫黄の場合）を超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外していない。

(7) 98%値評価による日平均値0.06ppmを超えた日数

1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあつて、かつ、0.06ppmを超えた日数である。

3. 窒素酸化物

(1) 窒素酸化物の「NO+NO<sub>2</sub>」はNO及びNO<sub>2</sub>が同時刻に測定された1時間値の算術加算である。いずれかの一方が欠測等データのない場合は、欠測扱いとした。

(2) 月（年）間値

月間にわたるNO、NO<sub>2</sub>測定のうち、NOとNO<sub>2</sub>とを同時に測定している時間のみについて、NO+NO<sub>2</sub>濃度の総和とNO<sub>2</sub>濃度の総和との比をいう。なお、NO濃度又はNO<sub>2</sub>濃度が0（ゼロ）の場合でも欠測扱いとはしていない。年間値についても月間値と同様の計算による。

<計算式>

$$\text{月（年）間値} = \frac{\text{NOが同時測定されている時間のNO}_2\text{濃度の月（年）にわたる総和}}{\text{NO及びNO}_2\text{が同時測定されている時間のNO+NO}_2\text{濃度の月（年）間にわたる総和}}$$

4. 浮遊粉じん

自動車排出ガス測定局においては、浮遊粒子状物質としての測定結果のない測定局についてのみ収録している。

5. 光化学オキシダント

従来光化学オキシダントは、1日のすべての時間帯についてデータの整理を行ってきたが、昭和49年度から昼間について、データの整理を行うこととし、また、平均値（年、月、日）ではなく、一定の1時間値（0.06ppm、0.12ppm）を超えた時間数、日数についてデータの整理を行うこととした。注解を以下に示す。

(1) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって1時間値は6時から20時まで得られることになる。

(2) 昼間測定日数とは5時から20時までの間に測定が行われた日の総和をいう。

(3) 昼間測定時間数とは5時から20時までの間に測定した時間の総和をいう。

(4) 「0.06ppmを超えた」とは0.06ppmを含まない。

(5) 「0.12ppm以上」とは0.12ppmを含む。

6. 非メタン炭化水素

(1) 1時間値は75%以上（1時間当たり6回の測定を行う測定機にあつては5回以上）の測定がなされた場合有効とする。

(2) 6～9時における月（年）平均値は次式により算出している。

$$6\sim 9\text{時における月（年）平均値} = \frac{6\sim 9\text{時に測定された全測定値の総和}}{6\sim 9\text{時に測定された全測定時間数}}$$

この場合は後述の（4）の「6～9時3時間平均値」と異なり、6～9時に測定された全測定値を用いる。

(3) 6～9時測定日数とは、午前6時から9時までの3時間がすべて測定された日の総和をいう。

(4) 6～9時3時間平均値とは、午前6時から9時までの1時間値3個、即ち、午前7時、8時、9時の3個の1時間値の算術平均値をいう。この場合、当該時間帯の3個の1時間値のうち、1個でも欠測のある場合は、3時間平均値も欠測とし評価の対象としない。

7. 数値の記載方法等

(1) 記載単位及び記載方法は次のとおりとする。

物質名	単位	時間値(最高値等)	平均値(年平均値、月平均値)
窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )	ppm	小数点以下第3位まで記入	小数点以下第4位を四捨五入して、小数点第3位まで記入
一酸化窒素 (NO)			
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )			
光化学オキシダント (OX)	ppm	小数点以下第1位まで記入	小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで記入
一酸化炭素 (CO)			
非メタン炭化水素 (NMHC)	ppmC		小数点以下第3位を四捨五入して、小数点第2位まで記入
メタン (CH <sub>4</sub> )			
全炭化水素 (THC)			
浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m <sup>3</sup>	小数点以下第3位まで記入	小数点以下第4位を四捨五入して、小数点第3位まで記入
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	μg/m <sup>3</sup>		小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで記入

(2) 百分率(%)で示す数値の記載方法は小数点以下第2位まで計算し、四捨五入した上で第1位まで記入する。



#### 4. コード表

##### (1) 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		
10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県		

##### (2) 測定局区分コード

コード	区分	備考
1	一般環境大気測定局	通称「一般局」
2	自動車排出ガス測定局	通称「自排局」
3		
4		
5	気象・立体局	
6	降下ばいじん局	通称「DF局」
7		
8		
9	その他	バックグラウンド局などで「大気汚染状況報告書」掲載時には便宜上「一般局」としてい

##### (3) 用途地域コード

コード	用途地域	該当する地域
1	住	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」及び「準住居地域」（旧「第1種住居専用地域」、「第2種住居専用地域」及び「住居地域」）に該当する地域
2	商	同号用途地域のうち「近隣商業地域」及び「商業地域」
3	準工	「準工業地域」
4	工	「工業地域」
5	工専	「工業専用地域」
6	未	都市計画法第8条第1項第1号、第7号及び第9号のいずれにも該当しない地域
7	風致	都市計画法第8条第1項第7号「風致地区」
8	臨港	都市計画法第8条第1項第9号「臨港地区」
9	その他	上記のいずれにも該当しない地域

(4)測定項目種類コード

コード	測定項目種類
1	大気汚染物質
2	気象項目
3	その他

(5)測定項目コード

コード		項目名
数字	英数字	
01	S02	二酸化硫黄
02	NO	一酸化窒素
03	NO2	二酸化窒素
04	NOX	窒素酸化物
05	CO	一酸化炭素
06	OX	光化学オキシダント
07	NMHC	非メタン炭化水素
08	CH4	メタン
09	THC	全炭化水素
10	SPM	浮遊粒子状物質
11	SP	浮遊ふんじん
12	PM25	微小粒子状物質

(6)測定方法コード

コード	二酸化硫黄 SO2		窒素酸化物 NO, NO2, NOX	光化学オキシダント OX	炭化水素 NMHC, CH4, THC	浮遊粒子状物質 SPM	微小粒子状物質 PM2.5
1	溶液導電	従来型	吸光光度法	吸光光度法	直接法	光散乱法	
2	率法	高感度型	化学発光法	電量法	差量法	圧電天びん法	
3	紫外線蛍光法			紫外線吸収法	プロパン換算有	β線吸収法	
4				化学発光法	プロパン換算無		
5					メタン換算		
6					全炭化水素計		
11					プロパン換算		
12					エチレン換算		β線吸収法
13							フィルター振動法
14							光散乱法
							β線吸収法・光散乱法ハイブリッド

なお、1978年度以前の炭化水素（非メタン炭化水素、メタン、全炭化水素）の差量法は全て「2」となっている。

(7)測定機種コード（微小粒子状物質）

コード	測定機種
1	FRM準拠サンブラー
11	PM-712（紀本電子工業（株））
12	PM-717（紀本電子工業（株））
13	FPM-377（（株）東亜ディーケーケー）
14	APDA-3750A（（株）堀場製作所）
15	FH62C14（Thermo Fisher Scientific）
16	SHARP 5030（Thermo Fisher Scientific）
17	MP101M（Environnement S.A）
18	5014i（Thermo Fisher Scientific）
9999	その他

(8)等価性の有無コード（微小粒子状物質）

コード	等価性の有無
1	有
2	無

(9) 令別表第3の区分

コード	大気汚染防止法施行令 別表第三(第五条関係)
10	一 北海道の区域のうち、札幌市(手稲金山九八番地の区域、手稲金山一三番地から一七四番地までの区域、手稲本町五九二番地及び五九三番地の区域、手稲平和、手稲西野九三八番地から一〇〇六番地までの区域、手稲福井、山の手、盤溪、小別沢、藻岩山、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、硬石山、白川、砥山、石山、常盤、藤野、滝野、篠舞、豊滝、小金湯、定山溪、定山溪温泉東一丁目から定山溪温泉東四丁目まで、定山溪温泉西一丁目から定山溪温泉西四丁目まで並びに有明を除く。)の区域
20	二 北海道の区域のうち、函館市、上磯郡上磯町(字七重浜町、字追分、字久根別町、字東浜町、字会所町、字本町、字川原町、字中野通、字飯生町、字新浜町、字大工川、字常盤町、字昭和町、字押上、字添山、字中野、字清川、字谷好町、字桜岱、字水無、字三好及び字富川町に限る。)及び亀田郡大野町(字一本木、字萩野、字千代田及び字東前に限る。)の区域
30	三 北海道の区域のうち、小樽市の区域
40	四 北海道の区域のうち、旭川市の区域
50	五 北海道の区域のうち、室蘭市の区域
60	六 北海道の区域のうち、釧路市の区域
70	七 北海道の区域のうち、苫小牧市、勇払郡早来町(遠浅及び源武に限る。)及び同郡厚真町(豊川、共栄、共和、上厚真及び浜厚真に限る。)の区域
72	七の二 青森県の区域のうち、青森市の区域
80	八 青森県の区域のうち、八戸市の区域
82	八の二 岩手県の区域のうち、盛岡市の区域
90	九 岩手県の区域のうち、宮古市の区域
100	一〇 岩手県の区域のうち、釜石市の区域
110	一一 宮城県内の区域のうち、仙台市、塩竈市、多賀城市、宮城郡七ヶ浜町及び同郡利府町の区域
120	一二 宮城県内の区域のうち、石巻市及び桃生郡矢本町の区域
130	一三 宮城県内の区域のうち、名取市、岩沼市及び柴田郡柴田町の区域
140	一四 秋田県の区域のうち、秋田市、男鹿市(船越、脇本及び船川港に限る。)、南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町及び同郡井川村の区域
142	一四の二 山形県の区域のうち、山形市の区域
150	一五 山形県の区域のうち、酒田市の区域
160	一六 福島県の区域のうち、郡山市(熱海町中山、熱海町高玉、熱海町石薙、逢瀬町多田野、逢瀬町河内、逢瀬町夏出、湖南町赤津、湖南町福良、湖南町馬入新田、湖南町三代、湖南町中野、湖南町浜路、湖南町横沢、湖南町館、湖南町舟津、田村町上道渡、田村町川曲、田村町橋山神、田村町橋本、田村町糠塚、田村町母神、中田町下枝、中田町中津川、中田町柳橋、中田町駒板、中田町木目沢、中田町黒木、中田町牛浜本郷、中田町高倉、中田町赤沼、中田町海老根、中田町上石、西田町鬼生田、西田町三町目、西田町大田、西田町木村、西田町根木屋、西田町芹沢、西田町丹伊田、西田町土棚、西田町高柴、西田町板橋、三穂町野田、三穂町八幡、三穂町鍋山、三穂町川田、三穂町富岡、三穂町下守屋、三穂町山口、三穂町大谷及び三穂町駒屋を除く。)の区域
170	一七 福島県の区域のうち、いわき市(遠野市深山田、遠野町上遠野、遠野町根岸、遠野町滝、遠野町入遠野、遠野町上根本、遠野町大平、田人町南大平、田人町旅人、田人町黒田、田人町荷路夫、田人町貝泊、田人町石住、小川町上小川、小川町福岡、小川町上平、小川町柴原、小川町下小川、小川町西小川、小川町三島、小川町高萩、小川町塩田、小川町関場、三和町上市萱、三和町下市萱、三和町中寺、三和町上三坂、三和町中三坂、三和町下三坂、三和町差塩、三和町合戸、三和町渡戸、三和町上永井、三和町下永井、川前町川前、川前町下桶売、川前町上桶売、川前町小白井、久之浜町久之浜、久之浜町田之網、久之浜町金ヶ沢、久之浜町末続、大久町大久、大久町小久及び大久町小山田を除く。)の区域
180	一八 茨城県の区域のうち、日立市の区域
190	一九 茨城県の区域のうち、土浦市、稲敷郡阿見町(大字青宿、大字廻戸、大字曙、大字大室、大字竹来、大字阿見、大字鈴木、大字若栗、大字荒川沖及び大字荒川本郷に限る。)、新治郡出島村(大字倉倉に限る。)及び同郡千代田村(大字上稲吉、大字下稲吉及び大字新治に限る。)の区域
200	二〇 茨城県の区域のうち、古河市及び猿島郡総和町の区域
210	二一 茨城県の区域のうち、勝田市の区域
220	二二 茨城県の区域のうち、鹿島郡鹿島町、同郡神栖町及び同郡波崎町の区域
230	二三 栃木県の区域のうち、宇都宮市、鹿沼市及び真岡市の区域
232	二三の二 栃木県の区域のうち、足利市及び佐野市の区域
233	二三の三 栃木県の区域のうち、栃木市、小山市及び安蘇郡葛生町の区域
240	二四 群馬県の区域のうち、高崎市(八幡町、鼻高町、藤塚町及び剣崎町に限る。)及び安中市(中宿、安中、安中一丁目から安中五丁目まで、中宿一丁目、下間仁田、岩井、野殿、大谷、板鼻、板鼻一丁目及び板鼻二丁目に限る。)の区域
250	二五 群馬県の区域のうち、高崎市(前号に掲げる区域を除く。)の区域
252	二五の二 群馬県の区域のうち、渋川市の区域
260	二六 埼玉県内の区域のうち、川越市、浦和市、大宮市、所沢市、岩槻市、春日部市、狭山市、上尾市、与野市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、上福岡市、蓮田市、北足立郡伊奈町、入間郡大井町、同郡三芳町、南埼玉郡宮代町、同郡白岡町、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町、同郡吉川町及び同郡庄和町の区域
270	二七 埼玉県内の区域のうち、川口市、草加市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、八潮市及び三郷市の区域
280	二八 埼玉県の区域のうち、秩父市及び秩父郡横瀬町の区域
290	二九 千葉県内の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、東葛飾郡浦安町及び君津郡の区域
300	三〇 千葉県内の区域のうち、銚子市の区域
310	三一 千葉県内の区域のうち、野田市、成田市、佐倉市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、東葛飾郡関町、同郡沼南町、印旛郡四街道町、同郡酒々井町、同郡印旛村、同郡白井町、同郡印西町、同郡本埜村及び同郡栄町の区域
320	三二 千葉県の区域のうち、茂原市の区域
330	三三 東京都内の区域のうち、特別区、武蔵野市、三鷹市、調布市、保谷市及び狛江市の区域
340	三四 東京都内の区域のうち、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、秋川市、西多摩郡羽村町及び同郡瑞穂町の区域
350	三五 神奈川県内の区域のうち、横浜市、川崎市及び横須賀市の区域
352	三五の二 神奈川県内の区域のうち、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、三浦郡、高座郡、愛甲郡愛川町及び津久井郡城山町の区域
360	三六 新潟県の区域のうち、新潟市、豊栄市及び北蒲原郡聖籠町の区域
362	三六の二 新潟県の区域のうち、長岡市の区域
370	三七 新潟県の区域のうち、上越市及び中頸城郡頸城村の区域
380	三八 富山県の区域のうち、富山市、高岡市、新湊市、婦負郡婦中町及び射水郡の区域
390	三九 石川県の区域のうち、金沢市、松任市、石川郡美川町及び同郡野々市町の区域
400	四〇 福井県の区域のうち、福井市及び坂井郡の区域
410	四一 福井県の区域のうち、敦賀市の区域
420	四二 福井県の区域のうち、武生市及び鯖江市の区域
422	四二の二 長野県の区域のうち、長野市の区域
423	四二の三 長野県の区域のうち、松本市、岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町の区域
430	四三 岐阜県の区域のうち、岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、羽島郡、不破郡垂井町、安八郡神戸町、同郡安八町、同郡墨俣町、揖斐郡池田町、本巣郡北方町、同郡本巣町、同郡穂積町、同郡巣南町、同郡真正町及び同郡糸貫町の区域
440	四四 岐阜県の区域のうち、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児郡及び土岐郡の区域
450	四五 静岡県の区域のうち、静岡市(小内、田代、上坂本、岩崎、井川、口坂本、梅ヶ島、入島、奥仙俣、口仙俣、上落合、油野、長妻田、柿島、奥池ヶ谷、大沢、横沢、腰越、内匠、長熊、森腰、落合、桂山、中沢、有東木、渡、中平、平野、横山、蕨野、相淵、大間、八草、崩野、檜尾、湯ノ島、諸子沢、日向、柗沢、坂ノ上、杉尾、小島、坂本、黒俣、鍵穴、寺島、相俣、屋居渡及び赤沢を除く。)の区域
460	四六 静岡県の区域のうち、浜松市及び浜名郡可美町の区域
462	四六の二 静岡県の区域のうち、沼津市、三島市、裾野市、駿東郡清水町及び同郡長泉町の区域
470	四七 静岡県の区域のうち、清水市及び庵原郡由比町の区域
480	四八 静岡県の区域のうち、富士宮市、富士市、富士郡、庵原郡富士川町及び同郡蒲原町の区域
490	四九 愛知県の区域のうち、名古屋市、東海市、知多市、海部郡飛島村(一般国道一号線以南の地域に限る。)及び同郡弥富町(稲荷から富島に至る一般国道一号線以南の地域に限る。)の区域
500	五〇 愛知県の区域のうち、豊橋市、豊川市、蒲郡市、宝飯郡小坂井町、同郡御津町及び渥美郡田原町の区域
510	五一 愛知県の区域のうち、一宮市、津島市、犬山市、江南市、尾西市、稲沢市、岩倉市、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡及び海部郡(第四十九号に掲げる区域を除く。)の区域
520	五二 愛知県の区域のうち、瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、愛知郡及び西加茂郡三好町の区域
530	五三 愛知県の区域のうち、半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、知多郡阿久比町、同郡東浦町及び同郡武豊町の区域
540	五四 三重県の区域のうち、四日市市、三重郡桶町、同郡朝日町及び同郡川越町の区域
542	五四の二 三重県の区域のうち、桑名市及び鈴鹿市の区域
550	五五 滋賀県の区域のうち、大津市、草津市、守山市、栗太郡、甲賀郡石部町及び同郡甲西町の区域
552	五五の二 滋賀県の区域のうち、彦根市、長浜市、近江八幡市、蒲生郡安土町、神崎郡五箇荘町、同郡能登川町、坂田郡米原町及び同郡近江町の区域
560	五六 京都府内の区域のうち、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡八幡町及び同郡田辺町の区域
570	五七 京都府内の区域のうち、福知山市、舞鶴市及び綾部市の区域
580	五八 大阪府内の区域のうち、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、交野市及び泉北郡の区域
590	五九 大阪府内の区域のうち、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、三島郡、泉南郡、南河内郡狭山町及び同郡美原町の区域

600	六〇 兵庫県の区域のうち、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市(上佐曾利、香合新田、下佐曾利、長谷、芝辻新田、大原野、波豆、境野及び玉瀬を除く。)及び川西市(見野、東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、下財、一庫、国崎、黒川及び横路を除く。)の区域
610	六一 兵庫県の区域のうち、姫路市、明石市、加古川市、高砂市、加古郡、印南郡及び揖保郡太子町の区域
620	六二 兵庫県の区域のうち、相生市、龍野市、赤穂市、揖保郡揖保川町及び同郡御津町の区域
630	六三 兵庫県の区域のうち、西脇市、三木市、小野市、三田市、加西市、加東郡社町及び同郡滝野町の区域
640	六四 和歌山県の区域のうち、和歌山市、海南市、有田市及び海草郡下津町の区域
650	六五 岡山県の区域のうち、岡山市の区域
660	六六 岡山県の区域のうち、倉敷市(中畝、南畝、福田町松江、東塚、潮通、連島町亀島新田、連島町鶴新田、水島東千鳥町、水島西千鳥町、水島福崎町、水島南亀島町、水島北亀島町、水島明神町、水島高砂町、水島海岸通、水島西通、水島中通、水島川崎通、児島宇野津字長島新田、児島塩生及び玉島乙島に限る。)の区域
670	六七 岡山県の区域のうち、倉敷市(前号に掲げる区域を除く。)の区域
672	六七の二 岡山県の区域のうち、玉野市の区域
680	六八 岡山県の区域のうち、笠岡市の区域
690	六九 岡山県の区域のうち、備前市の区域
700	七〇 広島県の区域のうち、広島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町及び同郡坂町の区域
710	七一 広島県の区域のうち、呉市の区域
720	七二 広島県の区域のうち、竹原市及び豊田郡東野町の区域
730	七三 広島県の区域のうち、三原市、尾道市及び御調郡向島町の区域
740	七四 広島県の区域のうち、福山市(芦田町、加茂町及び駅家町を除く。)の区域
750	七五 広島県の区域のうち、大竹市の区域
760	七六 山口県の区域のうち、下関市の区域
770	七七 山口県の区域のうち、宇部市及び小野田市の区域
780	七八 山口県の区域のうち、徳山市、下松市、光市及び新南陽市の区域
790	七九 山口県の区域のうち、防府市の区域
800	八〇 山口県の区域のうち、岩国市及び玖珂郡和木町の区域
810	八一 徳島県の区域のうち、徳島市(川内町及び応神町に限る。)、阿南市(富岡町、学原町、日開野町、七見町、領家町、住吉町、原ヶ崎町、西路見町、出来町、豊益町、福村町、畷町、黒津地町、向原町、辰巳町、才見町、中村町、見能林町、大湯町、津乃峰町及び橋町に限る。)、那賀郡那賀川町及び板野郡北島町の区域
812	八一の二 徳島県の区域のうち、徳島市(前号に掲げる区域を除く。)、鳴門市、小松島市、阿南市(前号に掲げる区域を除く。)、那賀郡羽ノ浦町、板野郡松茂町及び同郡藍住町の区域
820	八二 香川県の区域のうち、高松市(女木町及び男木町を除く。)の区域
830	八三 香川県の区域のうち、丸亀市(本島町、牛島、広島町及び手島町を除く。)、坂出市(与島町、岩黒及び櫃石を除く。)、綾歌郡宇多津町及び仲多度郡多度津町(高見及び佐柳を除く。)の区域
840	八四 愛媛県の区域のうち、松山市及び伊予郡松前町の区域
842	八四の二 愛媛県の区域のうち、今治市の区域
850	八五 愛媛県の区域のうち、新居浜市及び西条市の区域
860	八六 愛媛県の区域のうち、川之江市(金生町山田井のうち石ノ口及び切山、川滝町、柴生町並びに下川町を除く。)及び伊予三島市(富郷町及び金砂町を除く。)の区域
870	八七 愛媛県の区域のうち、東予市及び周桑郡小松町の区域
880	八八 福岡県の区域のうち、北九州市及び京都郡苅田町の区域
890	八九 福岡県の区域のうち、福岡市の区域
900	九〇 福岡県の区域のうち、大牟田市の区域
902	九〇の二 福岡県の区域のうち、久留米市の区域
910	九一 長崎県の区域のうち、長崎市及び西彼杵郡香焼町の区域
920	九二 長崎県の区域のうち、佐世保市の区域
922	九二の二 熊本県の区域のうち、熊本市の区域
930	九三 熊本県の区域のうち、八代市及び葦北郡田浦町の区域
940	九四 熊本県の区域のうち、荒尾市の区域
950	九五 熊本県の区域のうち、水俣市の区域
960	九六 大分県の区域のうち、大分市及び北海部郡の区域
970	九七 宮崎県の区域のうち、延岡市の区域
972	九七の二 宮崎県の区域のうち、日向市の区域
980	九八 鹿児島県の区域のうち、鹿児島市の区域
990	九九 鹿児島県の区域のうち、川内市の区域
992	九九の二 沖縄県の区域のうち、那覇市、石川市、宜野湾市、浦添市、国頭郡金武村、中頭郡与那城村、同郡北谷村、同郡北中城村、同郡中城村、同郡西原村及び島尻郡与那原町の区域
993	九九の三 沖縄県の区域のうち、糸満市、沖縄市、国頭郡恩納村、同郡宜野座村、中頭郡勝連村、同郡読谷村、同郡嘉手納町、島尻郡豊見城村及び同郡南風原町の区域
1000	一〇〇 前各号に掲げる区域以外の地域
備考 この表に掲げる区域は、昭和五十一年九月一日における行政区画その他の区域又は道路によって表示されたものとする。	

5. 年度別データ収録件数

年度		件数	SO2	NO	NO2	NOX	CO	OX	NMHC	CH4	THC	SPM	SP	PM2.5
西暦	和暦													
1970	S. 45	649	390	-	29	-	23	12			2		193	
1971	S. 46	1,523	609	99	99	100	149	103			33		331	
1972	S. 47	2,393	798	251	252	222	262	218			102		288	
1973	S. 48	4,217	1,099	451	451	400	327	422			155		912	
1974	S. 49	5,836	1,293	748	749	688	420	592			144	108	1,094	
1975	S. 50	6,896	1,399	952	954	935	483	726	1		187	163	1,096	
1976	S. 51	7,610	1,465	1,052	1,053	1,030	516	780	49	43	272	205	1,145	
1977	S. 52	8,315	1,534	1,179	1,178	1,179	556	831	86	78	267	198	1,229	
1978	S. 53	9,013	1,584	1,286	1,287	1,258	576	902	175	159	311	216	1,259	
1979	S. 54	9,689	1,634	1,387	1,386	1,378	586	954	239	221	357	243	1,304	
1980	S. 55	10,247	1,662	1,468	1,468	1,468	596	1,003	319	291	389	291	1,292	
1981	S. 56	10,542	1,676	1,515	1,515	1,516	527	1,035	364	358	420	307	1,309	
1982	S. 57	10,850	1,683	1,566	1,566	1,566	537	1,058	407	400	440	397	1,230	
1983	S. 58	11,109	1,707	1,611	1,611	1,611	519	1,074	424	423	455	553	1,121	
1984	S. 59	11,201	1,708	1,620	1,620	1,620	517	1,073	450	445	461	745	942	
1985	S. 60	11,242	1,697	1,626	1,626	1,626	515	1,075	465	460	475	857	820	
1986	S. 61	11,282	1,685	1,633	1,633	1,633	511	1,076	480	480	488	986	677	
1987	S. 62	11,344	1,685	1,649	1,649	1,649	510	1,076	482	482	489	1,129	544	
1988	S. 63	11,786	1,707	1,682	1,682	1,685	524	1,091	506	505	515	1,274	615	
1989	H. 01	11,540	1,697	1,688	1,688	1,688	512	1,089	495	495	500	1,393	295	
1990	H. 02	11,610	1,694	1,708	1,708	1,708	514	1,098	495	495	497	1,471	222	
1991	H. 03	11,702	1,699	1,724	1,724	1,724	518	1,105	504	505	504	1,543	152	
1992	H. 04	11,974	1,705	1,767	1,767	1,767	535	1,135	523	524	523	1,613	115	
1993	H. 05	12,134	1,702	1,793	1,793	1,793	537	1,153	526	526	526	1,663	122	
1994	H. 06	12,260	1,713	1,813	1,813	1,813	536	1,161	537	537	537	1,714	86	
1995	H. 07	12,382	1,718	1,837	1,837	1,837	538	1,173	542	542	542	1,746	70	
1996	H. 08	12,474	1,727	1,848	1,848	1,848	541	1,182	548	548	548	1,782	54	
1997	H. 09	12,411	1,714	1,856	1,855	1,855	493	1,179	539	539	539	1,796	46	
1998	H. 10	12,459	1,695	1,865	1,865	1,865	482	1,188	545	545	545	1,818	46	
1999	H. 11	12,414	1,674	1,866	1,866	1,866	466	1,186	540	540	540	1,835	35	
2000	H. 12	12,359	1,615	1,875	1,875	1,875	455	1,192	530	530	530	1,852	30	
2001	H. 13	12,397	1,598	1,887	1,887	1,887	454	1,193	528	528	528	1,879	28	
2002	H. 14	12,501	1,594	1,905	1,905	1,905	451	1,199	531	531	531	1,928	21	
2003	H. 15	12,261	1,500	1,892	1,892	1,892	413	1,197	510	510	510	1,932	13	
2004	H. 16	12,217	1,468	1,890	1,890	1,890	410	1,195	510	510	510	1,938	6	
2005	H. 17	12,125	1,436	1,877	1,877	1,877	405	1,189	512	512	512	1,925	3	
2006	H. 18	11,888	1,364	1,847	1,847	1,847	390	1,177	506	506	506	1,896	2	
2007	H. 19	11,779	1,330	1,831	1,831	1,831	378	1,178	507	507	507	1,877	2	
2008	H. 20	11,639	1,272	1,821	1,821	1,821	365	1,184	499	499	499	1,856	2	
2009	H. 21	11,437	1,215	1,793	1,793	1,793	348	1,188	497	497	497	1,816	0	
2010	H. 22	11,371	1,195	1,768	1,768	1,768	340	1,189	493	494	494	1,789	0	73
2011	H. 23	11,464	1,150	1,748	1,748	1,748	335	1,187	491	491	491	1,765	0	310
2012	H. 24	11,578	1,101	1,722	1,722	1,721	321	1,176	493	493	493	1,739	0	597
2013	H. 25	11,786	1,087	1,714	1,715	1,715	308	1,186	490	490	489	1,745	0	847
2014	H. 26	11,933	1,081	1,716	1,716	1,716	304	1,193	489	489	489	1,755	0	985
2015	H. 27	11,784	1,059	1,686	1,686	1,686	297	1,178	483	483	483	1,724	0	1,019
2016	H. 28	11,694	1,024	1,666	1,666	1,666	293	1,177	482	482	482	1,707	0	1,049